

# ★時間外、夜間、休日の考え方★

●<例>平日の標榜時間が9時～12時、15時～19時の場合



※9時までが  
時間外に該当

※12時から15時が  
時間外に該当

※18時以降が  
夜間に該当

●平日のいずれかが休診日の場合（例：毎週木曜日など）は、その休診日は全て時間外に該当します。

●日曜日、祝日、土曜日は、標榜時間の有無に関わらず、全て休日に該当します。

## 留意事項

接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130円）における考え方とは異なるためご留意願います。

土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たしますが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ません。

